

- 建築物の省エネ性能を診断し、省エネ改修などを提案するための「省エネ簡易診断」を行うことができる「省エネ改修アドバイザー（以下「アドバイザー」といいます。）」の名簿を次のとおり公表します。
- 診断を希望されるときは、名簿より診断可能地域を確認いただき、アドバイザーを選定いただいたうえで、アドバイザーに直接電話にてご連絡いただき、お打合せください。
- アドバイザーの業務の都合や希望される業務内容などによって、ご希望に添えない場合もありますことをご了承ください。

公益社団法人長野県建築士会
令和 7 年 7 月現在

1 省エネ改修アドバイザー名簿

名簿は長野県内の地域単位（建築士会の支部）で 50 音順を基本に記載しています

No	省エネ改修アドバイザー		建築士事務所所在地	連絡先 電話番号	診断可能地域等 （空欄は県内全域）
	氏 名	所属建築士事務所名			
1	飯田 智	(株)すまいー一級建築士事務所 （(株)住まいー）	佐久市前山 75-1	0267-63-7676	東信地域
2	稲田 優子	正澤二級建築士事務所	木曽郡木曽町新開 381	0264-23-7677	木曽郡
3	岩原 忍	岩原一級建築士事務所	松本市里山辺 3390-20	0263-32-1368	旧松本市内
4	植松 秋和	松設計室	諏訪郡富士見町立沢 5225-3	0266-62-7477	諏訪地域
5	臼田 幸夫	一級建築士事務所ウズダ建築企画	佐久市伴野 850	0267-63-4182	佐久市・小諸市・御代田町 佐久穂町・小海町
6	江口 大輝	江口建築事務所 （(有)江口建設）	飯山市大字常郷 2221	0269-65-2215	
7	大井 幸子	Lg-Yen-Art	上田市真田町傍陽 6767	0268-75-3618	東信地域
8	沖田 倉昌	アトリエ Sora 一級建築士事務所	飯田市羽場赤坂 2017-1	090-6956-2389	飯田市・下伊那郡
9	小口 恵理	下平建設(株)一級建築士事務所	上伊那郡飯島町田切 1038	0265-86-4310	上伊那地域・松川町・高森町 豊丘村
10	尾崎 佳史	(株)ソチクラ住建	上水内郡飯綱町大字川上 2237	026-253-2109	北信地域
11	金子 保	池田建設(株)一級建築士事務所	佐久市平賀 2666-154	0267-68-1350	東信地域
12	川島宏一郎	川島宏一郎建築設計事務所	塩尻市木曽平沢 1778	090-8328-2727	
13	北島 正孝	北島二級建築士事務所 （芝上建設(株)）	長野市安茂里 1-17-22	026-228-6414	長野市内
14	小平 稔	NJK 二級建築士事務所	佐久市塚原 1197-1	0267-68-0063	
15	小林 淳	三同建築システム一級建築士事務	長野市青木島町大塚 1562-340	026-223-7761	長野市及び北信地域
16	五味 広幸	五味工務店二級建築士事務所	諏訪郡富士見町乙事 1144-1	090-3518-3622	富士見町・原村・茅野市
17	清水 麗嘉	麗建築設計一級建築士事務所	茅野市宮川 4922-1	090-9812-9204	諏訪地域・上伊那地域・塩尻市
18	下里 優	(株)木族の家一級建築士事務所	松本市大手 2-8-6	0263-39-8822	中信地域
19	白鳥 五月	白鳥一級建築士事務所	小諸市大字西原 626-2	0267-22-8049	東信地域
20	辻井 俊恵	VidaFeliz 一級建築士事務所	上伊那郡南箕輪村 9636-13	0265-73-6417	上伊那地域他 松本から飯田まで
21	戸枝 善弘	甲信アルプスホーム(株)一級建築士事務所	松本市渚 2-8-31	0263-27-1248	
22	中沢 茂	江口建築事務所 （(有)江口建設）	飯山市大字常郷 2221	0269-65-2215	北信地域
23	中村 梅吉	総合ビルド建築設計事務所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6592-5	0269-67-0331	長野県北信建設事務所管内
24	樋口 理江	パナソニックホームズ信州（(株)長野一級建築士事務所	長野市上高田 992-3	026-219-6370	長野市内

25	堀内 臣夫	Hori プラン建築士事務所	中野市一本木 441-1	0269-26-4043	北信地域
26	松本 進	設備建築計画工房一級建築士事務	長野市豊野町豊野 803-12	090-8853-6598	北信地域・東信地域
27	村上 勇人	㈱村上建設一級建築士事務	飯山市大字常郷 58-2	0269-65-2245	飯山市・栄村・中野市
28	吉澤 さつき	ピーシーズアーキッドプランニング	諏訪市高島 2-1282-10	0266-58-4202	南信地域

2 簡易診断を希望されるとき の 注意事項

- (1) 簡易診断事業を希望されるときは、名簿掲載のアドバイザーに直接ご連絡いただき、まず希望する業務内容を提示いただいたうえで、別掲の「簡易診断事業申込書（様式第 5 号）」により省エネ改修アドバイザーあて申し込みください。
- (2) 申し込み後、省エネ改修アドバイザーから提示される業務報告の内容及び委託料等の情報を基に業務委託契約の締結についてご判断ください。
- (3) 業務着手後に、業務内容を変更する場合は、その時点で相互に契約内容を確認していただき、契約事項の変更を行ってください。
- (4) 業務内容による委託料算定の考え方は別掲のとおりです。

[別 掲]

業務内容による委託料算定の考え方

具体的な診断業務の内容	委託料
1 省エネ改修アドバイザーが、依頼者からの簡易診断ツール入力のための具体的な要望や指示を受けることなく、目視あるいは既存図面による現地調査を行い、簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務	原則無料
2 上記現況の診断結果に基づき、簡易診断ツールの「改修後」について、依頼者からの要望を受けることなく、省エネ改修アドバイザーの判断のみで簡易診断ツールへの入力を行った結果をプリントアウトして依頼者へ報告する業務	原則無料
3 (1)の業務の過程において、依頼者からの具体的な要望や指示による現況調査や依頼者からの希望によって現況調査結果等に基づく原因考察や把握業務を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。）	原則有料 業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定します。
4 (2)の業務の過程において、依頼者からの要望や指示に基づいて行う「改修後」のツールへの入力と改修方針の提案等を行い、その内容を報告する業務（報告書の作成の有無を問わない。）	原則有料 業務内容や報告書作成の有無によって委託料を算定します。
5 現地調査及び結果の説明のための現地までの交通費 ※上記の 1 から 4 とは別に依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議して決定いただきます。）	原則有料 額は公共交通機関利用又は自動車距離によるガソリン代相当を基に算定します。
6 諸経費・雑費等 ※上記の 1 から 4 とは別に依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議して決定いただきます。）	業務内容により算定します。

上記については、業務委託契約事項となりますので、依頼者と受託者（省エネ改修アドバイザー：正式には建築士事務所代表者）との間で協議いただくこととなります。